

(3) 基本施策ごとの取組状況

基本施策は、「施策」、「具体的取組」、「リーディングプロジェクト」からなり、各施策に関する具体的取組等を推進していくことで、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに設定した目標の達成をめざしています。

ここでは、大気・水環境計画の基本施策の下に紐づく施策ごとに、取組実績を表にとりまとめて示しています。また、各施策の一部の具体的取組については、取組の概要と実績をより詳細に説明し、それらの取組には具体取組の番号を青字で併記しています。

(例：1 大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 (I-1-①-1))

基本施策 I-1 大気や水などの環境保全



環境基準の達成・維持等のため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行っています。

①大気環境に係る事業所等の監視・指導



大気環境を保全するために、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実施しています。

I-1-①の具体的取組及び実績は次のとおりです。

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域			
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
①大気環境に係る事業所等の監視・指導											
	1 大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査	法律や市条例等に基づき、ばい煙、VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●○法や条例に基づき、届出時等の施設設置状況の確認を2件実施しました。 ○法や条例に基づき、工場・事業場への立入調査を33件実施しました。	○					○	○	○
	2 大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導	法律や市条例等に基づき、大気、ダイオキシン類に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●法や条例に基づく届出の審査を165件実施しました。 ●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導については、2件(解体工事計画書)実施しました。	○					○	○	○
	3 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿飛散防止のため、法律や市条例に基づき、建築物等の解体等工事に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●○石綿飛散防止に係る法や条例に基づく届出の審査・指導を11,964件実施しました。(立入調査件数:959件)	○					○	○	○
	4 発生源自動監視システムによる常時監視	窒素酸化物等の排出量が多い対象工場の測定データを、テレメータで常時監視します。	●○19事業場を対象に発生源自動監視システムによる常時監視を行い、総量規制基準等の遵守状況を確認しました。	○					○	○	
	5 大気環境に係る法律や条例に基づく排出量の把握	法律、市条例の規制基準遵守状況や対策目標量等を把握するため、工場・事業場の大気汚染物質排出状況を調査します。	●○条例に基づき、工場・事業場に対して窒素酸化物等大気汚染物質の排出量調査を実施しました(219件)。(令和6年度の排出量は、硫酸酸化物325トン、窒素酸化物5,453トン、ばいじん268トンでした。)	○					○	○	○
	6 大気汚染注意報発令時の対応	市民の健康被害を防止するため、注意報等発令時(光化学スモッグ注意報、PM2.5高濃度予報(注意喚起))の広報活動を実施します。	●○光化学スモッグ注意報発令時の対応について周知しました(802件)。また、光化学スモッグ注意報(発令日数9日)の発令に伴い、市内に防災無線等による周知・広報を実施しました。 ○PM2.5高濃度予報(注意喚起)はありませんでした。	○					○	○	○
	7 ディーゼル車運行規制の検査	自動車から排出される粒子状物質の削減に向けて、県条例のディーゼル車運行規制による路上検査、ビデオ調査等を実施し、規制不適合車を使用する事業者に指導を行います。	●○神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づくディーゼル車運行規制による車両検査を332台実施しました。	○					○	○	

○ I-1-①大気環境に係る事業所等の監視・指導○

施策の方向性 基本施策	具体的取組	概要	令和6(2024)年度実績	目標との関係				地域			
				大気	水	化学	市民	南部	中部	北部	
I 安全で良好な環境を保全する											
I-1 大気や水などの環境保全											
①大気環境に係る事業所等の監視・指導											
	8 石綿(アスベスト)飛散防止対策に係る立入調査	石綿飛散防止のため、建築物等の解体等工事の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●石綿飛散防止に係る法や条例に基づく立入調査を959件実施しました。	○					○	○	○
	9 民間建築物のアスベストの調査及び除去工事費の補助	アスベストの飛散による市民の健康障害の予防を図るため、建築物の所有者等が行う吹付けアスベスト含有調査及びアスベスト除去等の事業を支援します。	●アスベスト含有調査費用の補助を2件実施しました。 ●アスベスト除去等費用の補助は0件でした。	○					○	○	○
	10 法律、条例等に基づく産業廃棄物に係る届出等の審査・指導	産業廃棄物の排出事業者及び処理事業者に対する許認可・指導等を通じて、産業廃棄物の適正な処理を進めるとともに、産業廃棄物の排出抑制・再使用・再生利用の3Rを推進します。	●排出事業者に対する立入検査等の事業者指導(計297件)を通じて、施策を推進しました。 ●排出事業者に対する立入検査等の事業者指導(計297件)を通じて、3R及び適正処理に向けた指導を行いました。 ●許可申請(44件)、立入検査(38件)等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。 ●許可申請(4件)、立入検査(42件)等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。 ●不法投棄常習場所への定期パトロール(223地点99日)等のパトロールを行いました。 ●事業者に対して、立入検査(22件)、現地調査(2,622件)、文書指導(18件)、電話対応、研修会の開催等を通じて適正処理に向けた指導を行いました。	○	○	○			○	○	○
	11 騒音、振動に係る届出等の審査・指導	騒音、振動防止のため、法律や市条例に基づき、事業者からの届出等について、審査・指導を行います。	●○法や条例に基づく、騒音、振動に係る届出の審査・指導を60件実施しました。(法:36件、条例:24件)	○					○	○	○
	12 騒音、振動防止対策に係る立入調査	騒音、振動の防止対策を推進し、市民の生活環境の保全を図るため、解体工事現場等へ立入調査を実施することで、監視・指導を行います。	●○特定建設作業を行う事業者に対して、騒音、振動の防止指導を行いました。	○					○	○	○
	13 公害防止組織の整備に係る手続きの運用	特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届を受け付けるとともに、選任・届出等の指導を行います。	●○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場を設置している事業者からの公害防止管理者等の選任届については、適切に審査・指導を行いました。	○	○	○			○	○	○
	14 環境情報システムの運用	公害関係法令等に基づき収集した公害関連情報を一元的に管理し、許認可業務や事業者指導等に活用するとともに、法令改正への対応や業務効率の改善に向けた機能強化を図ります。	●適宜必要な保守作業を行い、システム停止等の障害が発生しないよう、受託業者と隔月で定例会議等を行いました。 ●環境情報システムで利用しているミドルウェアの1つのサポート期限が年度内に終了するため、バージョンアップを行うシステム改修を行い、セキュリティの安全性の確保に対応しました。 ●法令改正がありました。システム改修までは必要なく、従来の保守作業の範囲内で、表記の修正などの対応を行いました。 ●令和4年度にシステム機器の更新・再構築を行いました。次回のシステム機器の更新等を見据え、受託業者からも情報収集しながら、検討しました。	○	○	○					

1 大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 (I-1-①-1)

法律や市条例等に基づき、ばい煙、VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行っています。

(1) 揮発性有機化合物 (VOC) 対策

光化学オキシダントや微小粒子状物質等の原因物質の一つとされている揮発性有機化合物(市条例上の名称は炭化水素系物質)の排出抑制を目的に、出荷施設、貯蔵施設等に設備基準等の規制を設け、監視・指導を行っています。平成18(2006)年4月には大気汚染防止法が改正され、一定規模以上の揮発性有機化合物の排出施設に対しては、排出基準が新たに設定されたため、立入検査等を行っています。

令和6年度は、排出ガスについて5施設(5事業場)に立入検査を行い、全ての施設で排出基準を適合しました。

(2) 水銀対策

水銀については、平成27(2015)年6月の大気汚染防止法の改正に伴い、一定規模以上の水銀排出施設に対しては、排出基準が新たに設定されたため、立入検査等を行っています。

令和6年度は、排出ガスについて2施設(2事業場)に立入検査を行い、全ての施設で排出基準を適合しました。

(3) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類を排出する特定施設(規制対象施設)について、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例により、排出ガス又は排出水に係る排出基準(規制基準)を定めています。その遵守状況の監視のため、発生源に対する立入検査を行っています。

令和6(2024)年度は、排出ガスについて2施設(2事業場)、排出水について2事業場に立入検査を行い、1施設(排出ガス)で排出基準(規制基準)の超過がありました。

【関連する取組】

水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 (I-1-②-1)

2 大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 (I-1-①-2)

法律や市条例等に基づき、大気、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行っています。

令和6(2024)年度は、大気汚染防止法に基づき、60件の届出書を受理し、市条例に基づく申請書等を59件受理しました。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、12件の届出書及び特定施設設置者による排出ガス、排出水等の自主測定結果の報告書を21事業場から受理しました。報告を受けた測定結果は、環境対策部環境対策推進課窓口や各区役所市政資料コーナーに閲覧簿を備えているほか、ホームページにも掲載しています。

また、「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づき、令和6(2024)年度は、2基の解体工事計画書の提出がありました。

【関連する取組】

水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 (I-1-②-2)

3 石綿(アスベスト)の飛散防止対策 (I-1-①-3、I-1-①-8)

大気汚染防止法及び市条例に基づき、建築物や工作物の解体等工事時における石綿飛散防止を目的とした取組を実施しています。具体的には、届出書の内容確認や解体等工事現場への立入検査を通して、石綿含有建築材料の有無等に関する事前調査の徹底、解体等工事時に石綿を飛散させないための作業基準の遵守等について指導を行っています。令和6(2024)年度は、大気汚染防止法に基づき、事前調査結果報告書を10,923件、特定粉じん排出等作業実施届出書を425件受理し、市条例に基づく届出を616件受理しました。また、立入検査を959件実施しました。

なお、規制以外の取組としては、石綿に関する知識向上を目的とした事業者向けの普及啓発を実施しているほか、「川崎市アスベスト対策会議」を通じて庁内関係部局の連携を図り、対策方針の策定等を行っています。

4 大気環境に係る法律や条例に基づく排出量の把握 (I-1-①-5)

法律、市条例の規制基準遵守状況や対策目標量等を把握するため、工場・事業場の大気汚染物質排出状況を調査しています。

(1) 発生源大気自動監視システム (I-1-①-4)

大手工場（現在17工場）を対象に、各工場の燃料使用量、燃料中の硫黄含有率、排煙中の硫黄酸化物濃度、窒素酸化物濃度及び酸素濃度などの測定データをテレメータによって収集しています。工場ごとに窒素酸化物排出量及び硫黄酸化物排出量を把握し、総量規制基準の遵守状況を常時監視しています。

発生源大気自動監視工場

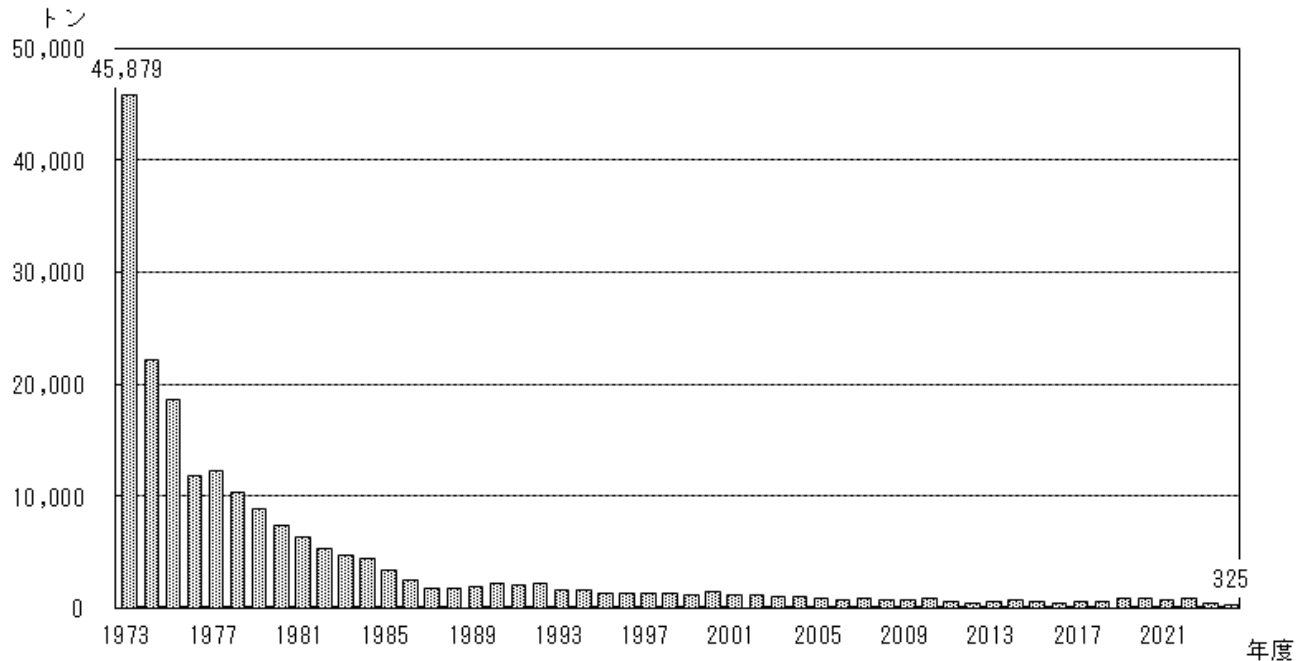
令和7(2025)年3月31日現在

地区	工場名	窒素酸化物 対象工場	硫黄酸化物 対象工場
大 師	日本冶金工業（株）川崎製造所	○	○
	ENEOS（株）川崎製油所 浮島北地区	○	○
	ENEOS（株）川崎製油所 浮島南地区	○	○
	ENEOS（株）川崎製油所 川崎地区	○	○
	（株）JERA 川崎火力発電所	○	
	東亜石油（株）京浜製油所	○	○
	日本ゼオン（株）川崎工場	○	
	旭化成（株）製造統括本部 川崎製造所	○	
	日本ブチル（株）	○	
	（株）JERA 東扇島火力発電所	○	
田 島	（株）デイ・シイ川崎工場	○	○
	JFE スチール（株）東日本製鉄所（京浜地区）	○	
	（株）レゾナック 基礎化学品事業部 川崎事業所	○	○
	東日本旅客鉄道（株）エネルギー企画部川崎発電所	○	
	川崎天然ガス発電（株）	○	
川 崎	味の素（株）川崎事業所	○	
中 原	三菱ふそうトラック・バス（株）	○	

(2) 硫黄酸化物の排出量

工場・事業場の硫黄酸化物排出量の推移は次のとおりです。令和6(2024)年度の硫黄酸化物排出量は325トンとなり、対策目標量を満足しました。

なお、令和2(2020)～5(2023)年度の硫黄酸化物排出量については、事業所からの報告に基づき排出量を修正しています。



工場・事業場の硫黄酸化物排出量の経年推移

工場・事業場の硫黄酸化物排出量の経年推移

(単位: トン/年)

年度	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983
排出量(t)	45,879	22,188	18,635	11,781	12,218	10,307	8,878	7,393	6,331	5,278	4,805
年度	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
排出量(t)	4,379	3,436	2,462	1,781	1,785	1,889	2,157	2,086	2,261	1,658	1,620
年度	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
排出量(t)	1,368	1,389	1,289	1,362	1,167	1,431	1,124	1,135	1,076	1,022	826
年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
排出量(t)	785	851	754	800	825	635	496	582	696	552	514
年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024			
排出量(t)	657	615	849	879	802	865	512	325			

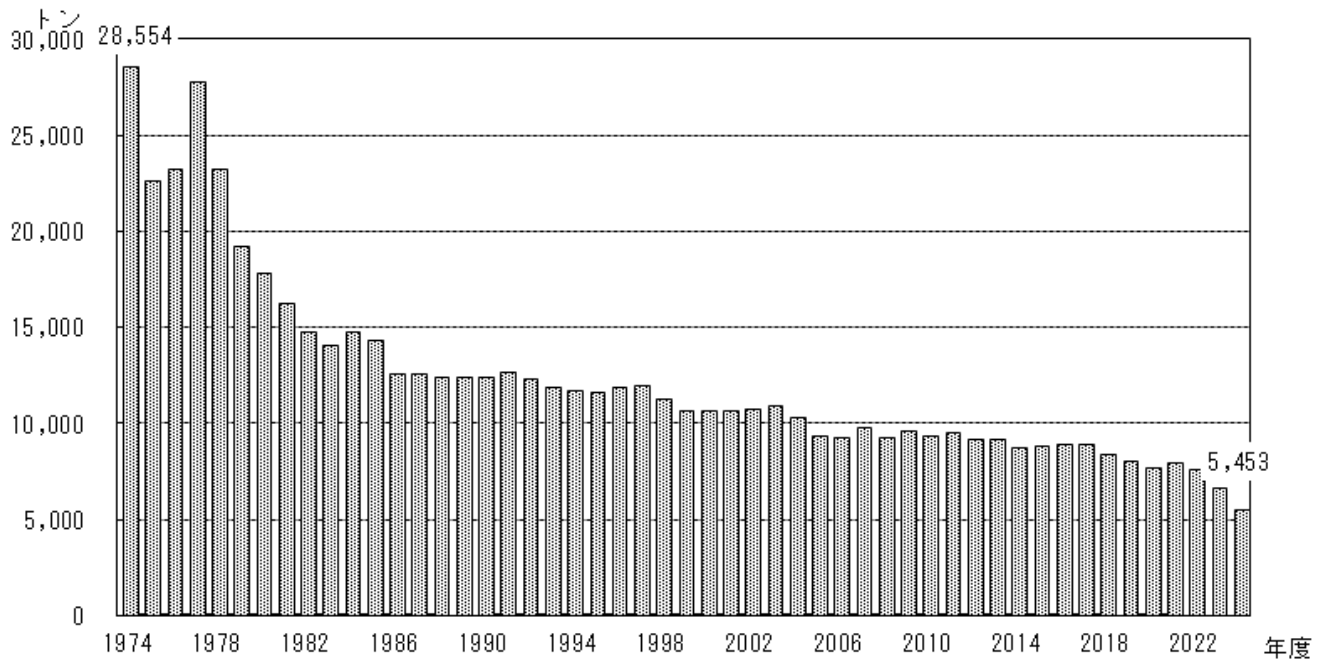
工場・事業場の硫黄酸化物排出量（令和6(2024)年度）と対策目標量

	川崎市（大師地区及び田島地区）	川崎市（大師地区及び田島地区以外）及び幸区	川崎市及び幸区以外
対策目標量	1,990トン/年以下	20トン/年以下	40トン/年以下
排出量	311トン	1トン	14トン

(3) 窒素酸化物の排出量

工場・事業場の窒素酸化物排出量の推移は次のとおりです。令和6(2024)年度の窒素酸化物排出量は5,453トンとなり、対策目標量(9,330トン以下)を満足しました。

なお、令和2(2020)～令和5(2023)年度の窒素酸化物排出量については、事業所からの報告に基づき排出量を修正しています。



工場・事業場の窒素酸化物排出量の経年推移

工場・事業場の窒素酸化物排出量の経年推移

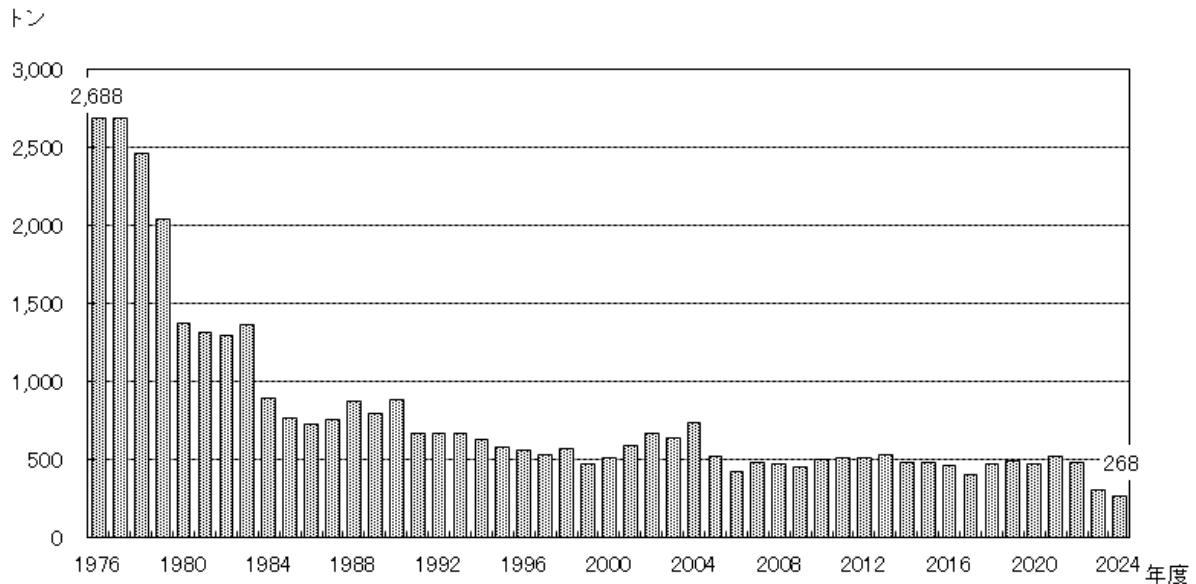
(単位: トン/年)

年度	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
排出量(t)	28,554	22,610	23,217	27,768	23,198	19,236	17,760	16,235	14,772	14,034	14,733
年度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
排出量(t)	14,328	12,521	12,548	12,428	12,421	12,427	12,688	12,330	11,904	11,689	11,581
年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
排出量(t)	11,821	11,975	11,271	10,645	10,682	10,609	10,708	10,883	10,330	9,329	9,199
年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
排出量(t)	9,739	9,210	9,591	9,348	9,467	9,144	9,180	8,744	8,777	8,876	8,917
年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024				
排出量(t)	8,332	8,047	7,710	7,896	7,593	6,652	5,453				

(4) ばいじんの排出量

令和6(2024)年度の工場・事業場のばいじん排出量は268トンでした。

なお、令和2(2020)～令和5(2023)年度の窒素酸化物排出量については、事業所からの報告に基づき排出量を修正しています。



工場・事業場のばいじん排出量の経年推移

工場・事業場のばいじん排出量の経年推移

(単位：トン/年)

年度	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985
排出量(t)	2,688	2,692	2,464	2,041	1,373	1,320	1,292	1,366	894	771
年度	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
排出量(t)	724	759	874	800	883	667	668	666	630	578
年度	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
排出量(t)	564	531	574	474	512	590	667	642	734	517
年度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
排出量(t)	427	481	476	455	506	509	509	530	484	486
年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
排出量(t)	461	404	476	496	473	520	485	305	268	

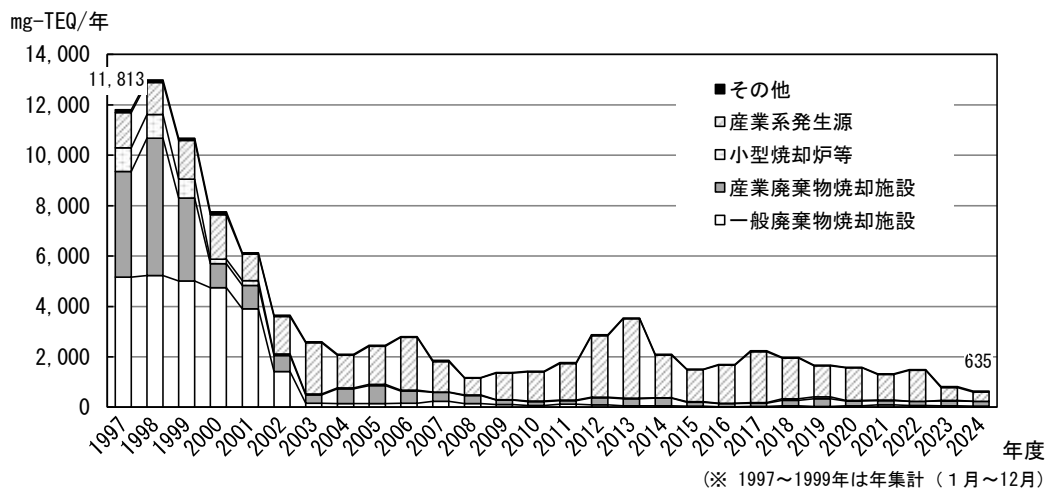
(5) ダイオキシン類排出量

本市におけるダイオキシン類の排出の現状を把握し、今後のダイオキシン類対策に関する取組に資することを目的とし、ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)を作成しています。対象とした発生源は、国の排出インベントリーに準拠し、規制・未規制にかかわらず、排出量推計が可能な発生源としました。

令和6(2024)年度の総排出量は615～635 mg-TEQ/年であり、集計を開始した平成9(1997)年と比較すると95%減少しており、小型焼却炉からの排出量は99%減少しています。

ダイオキシン類排出インベントリー

発生源	排出量 (mg-TEQ/年)					
	2019	2020	2021	2022	2023	2024
1. 大気への排出						
一般廃棄物焼却施設	35	53	92	68	46	39
産業廃棄物焼却施設	268	169	148	137	191	164
小型焼却炉等	66.6	16.1	15.4	15.2	12.4	12.9
産業系発生源	1,244.2	1,297.3	1,015.0	1,221.5	520.0	363.1
火葬場	10.8 ~25.9	10.9 ~26.0	12.3 ~29.4	13.0 ~31.2	13.4 ~	14.0 ~
2. 水への排出						
一般廃棄物焼却施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
産業廃棄物焼却施設	33.2	26.3	21.8	21.8	15.5	21.3
産業系発生源	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
下水処理場	3.59	0.07	7.59	0.06	0.19	0.11
最終処分場	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	1,661 ~1,677	1,572 ~1,587	1,312 ~1,329	1,477 ~1,495	798 ~817	615 ~635
うち、水への排出	36.77	26.36	29.44	21.82	15.66	21.44
対1997年比 (%)	14	13	11	13	7	5



ダイオキシン類排出量の経年変化

【関連する取組】

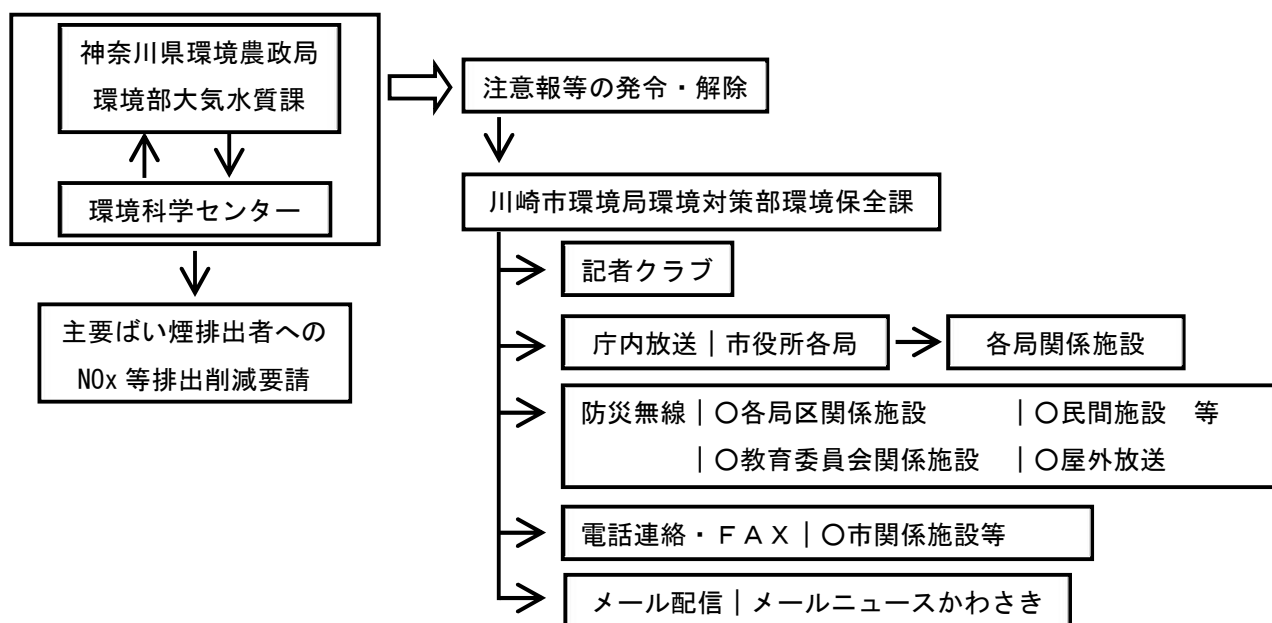
水環境に係る法律に基づく排出量の把握：ダイオキシン類排出量 (I-1-②-4)

5 大気汚染注意報発令時の対応 (I-1-①-6)

市民の健康被害を防止するため、注意報等発令時（光化学スモッグ注意報、PM2.5 高濃度予報（注意喚起））の広報活動を実施しています。

(1) 光化学公害対策

光化学スモッグによる健康被害の未然防止を図るため、保育施設等に対して光化学スモッグ注意報発令時の対応について周知しました（802件）。また、光化学スモッグ注意報（令和6（2024）年度の発令日：6月26日、7月4日、5日、6日、18日、22日、8月3日、4日、5日）の発令に際し、光化学公害緊急時措置連絡体制により防災無線等による市民向け周知・広報、報道機関への情報提供を行いました。



光化学公害緊急時措置連絡体制

(2) 微小粒子状物質（PM2.5）の高濃度予報

微小粒子状物質（PM2.5）について、環境省が取りまとめた「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、神奈川県と連携して平成25（2013）年3月9日から午前8時頃の微小粒子状物質高濃度予報を開始しています。さらに、同年12月5日から、午後1時頃の高濃度予報を追加し、市民の皆様にご注意喚起を行うこととしています。

なお、予報開始以降、令和7（2025）年3月末までの高濃度予報の注意喚起回数は0回でした。

6 ディーゼル車運行規制の検査 (I-1-①-7)

自動車から排出される大気汚染物質のうち、二酸化窒素や浮遊粒子状物質については、発生源としての寄与割合が大きいディーゼル車を中心に、排出ガスの抑制対策が進められてきました。

【ディーゼル車運行規制】

神奈川県においては、平成14(2002)年10月に神奈川県生活環境の保全等に関する条例を改正し、ディーゼル車の運行規制に関する規定を設け、平成15(2003)年10月から施行し、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に不適合なディーゼル車は運行を禁止しています。

本市では、神奈川県から権限の移譲を受け、平成15(2003)年10月以降、警察の協力を得て、道路を運行している車両を停止させて車検証等を確認する検査により、基準の適合・不適合を判断しています。また、道路を運行している車両のナンバーをビデオ撮影し、車検証等の情報から違反車両の確認も実施しています。検査の結果、不適合の車両については、車両の使用者に対して改善指導等を行っています。令和6(2024)年4月から7(2025)年3月までの1年間に、市内5か所において332台のディーゼル車を検査したところ、全ての車が適合車でした。

令和6(2024)年度検査結果

実施主体	検査区分	検査か所	検査台数	結果		
				適合	不適合	その他
川崎市	路上検査	2か所	15台	15台	0台	0台
	拠点検査	0か所	0台	0台	0台	0台
	書面検査	0か所	0台	0台	0台	0台
	ビデオ検査	3か所	317台	317台	0台	0台
	計	5か所	332台	332台	0台	0台
			100%	100%	0%	0%

7 騒音、振動に係る届出等の審査・指導 (I-1-①-11)

騒音、振動防止のため、法律や市条例に基づき、事業者からの届出等について、審査・指導を行っています。

(1) 工場・事業場対策

ア 騒音

令和7(2025)年3月31日現在、騒音規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場(特定工場等)数は1,220で、このうち川崎区が382(31%)で最も多く、次いで中原区251(21%)、高津区228(19%)となっており、北部へ行くに従い少なくなり、麻生区では61(5%)と最も少なくなっています。また、施設数は8,966で、このうち空気圧縮機及び送風機が7,084(79%)で最も多く、次いで金属加工機械が1,054(12%)となっており、これらの施設で全体の91%を占めています。

地区別特定工場等数(騒音規制法)

令和7(2025)年3月31日現在

全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
	大師	田島	川崎						
1,220	382			145	251	228	87	66	61
	183	53	146						

特定施設設置届出数(騒音規制法)

令和7(2025)年3月31日現在

名 称	地 区 全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
全施設	8,966	2,753			1,765	2,035	1,168	519	312	414
		1,108	194	1,451						
金属加工機械	1,054	180	45	81	103	345	195	36	20	49
空気圧縮機及び送風機	7,084	846	125	1,322	1,558	1,413	778	449	261	332
土石用破碎機等	35	11	5	0	0	6	7	0	2	4
建設用資材製造機械	18	3	0	1	0	2	11	0	1	0
木材加工機械	81	21	3	12	9	14	8	4	2	8
印刷機械	201	22	4	17	37	73	33	7	8	0
合成樹脂用射出成形機	493	25	12	18	58	182	136	23	18	21

イ 振動

令和7(2025)年3月31日現在、振動規制法に定める特定施設を設置している工場・事業場(特定工場等)数は623で、このうち川崎区が191(31%)で最も多く、次いで中原区144(23%)、高津区143(23%)となっています。また、施設数は2,700で、このうち金属加工機械が1,493で最も多く全体の55%を占めています。

地区別特定工場等数(振動規制法)

令和7(2025)年3月31日現在

全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
	大師	田島	川崎						
623	191			69	144	143	25	29	22
	124	32	35						

特定施設設置届出数(振動規制法)

令和7(2025)年3月31日現在

地 区 名 称	全地区 合計	川崎区			幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
全施設	2,700	709			337	746	626	83	105	94
		437	97	175						
金属加工機械	1,493	213	59	64	192	486	348	39	59	33
圧縮機	747	189	15	99	100	116	128	30	34	36
土石用破碎機等	24	8	5	0	0	1	6	0	0	4
木材加工機械	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0
印刷機械	98	13	6	3	9	39	22	5	1	0
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合成樹脂用射出成形機	335	14	12	9	36	103	121	9	10	21

(2) 建設作業対策

建設作業には、建物の建設・解体工事、土木工事や開発工事などがあります。これらの工事に伴う建設作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業を「騒音規制法」及び「振動規制法」で「特定建設作業」として定めており、規制の対象となっています。

これらの代表的なものとしては、くい打機やさく岩機を使用する作業があり、前者については、アースオーガー併用やアースドリル等の低騒音・低振動工法が開発され主流となっていますが、後者については、一部の作業に低騒音・低振動の工法が適用されているものの、作業の対象物や作業期間の制約からこれら工法が使用できない場合があります、周辺的生活環境に影響を及ぼすケースが生じています。

ア 騒音

令和6(2024)年度の特定建設作業の届出は879件で、作業の種類別に見ると、さく岩機を使用する作業が732件と最も多く、次いでバックホウを使用する作業が76件となっています。

特定建設作業届出件数（騒音規制法）

作 業 \ 地 区	全地区 合 計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
全 作 業 合 計	879	164	109	178	118	133	111	66
くい打機等を使用する作業	28	7	4	3	4	4	4	2
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	732	137	89	155	96	110	90	55
空気圧縮機を使用する作業	41	7	3	13	5	7	4	2
コンクリートプラントを設けて行う作業	1	0	1	0	0	0	0	0
バックホウを使用する作業	76	13	12	7	13	12	12	7
トラクターショベルを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
ブルドーザーを使用する作業	1	0	0	0	0	0	1	0

イ 振動

令和6(2024)年度の特定建設作業の届出は527件で、作業の種類別に見ると、ブレーカーを使用する作業が494件と最も多く、次いでくい打機等を使用する作業が27件でした。

特定建設作業届出件数（振動規制法）

作 業 \ 地 区	全地区 合 計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
全 作 業 合 計	527	103	68	103	73	74	61	45
くい打機等を使用する作業	27	6	4	3	4	4	4	2
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0	0	0	0	0
舗装版破碎機を使用する作業	6	1	1	1	0	1	0	2
ブレーカーを使用する作業	494	96	63	99	69	69	57	41